

広島市男女共同参画推進センター指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

これまでは、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市男女共同参画推進センターの指定期間が令和2年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名称 広島市男女共同参画推進センター（以下「男女共同参画推進センター」という。）
- (2) 所在地 広島市中区大手町五丁目6番9号
- (3) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- (4) 敷地面積 2,108.86 m²
- (5) 延床面積 2,569.59（専用面積）m²、319.38 m²（共用面積）
- (6) 施設内容

階	室名	面積(m ²)	
1	玄関ホール	31.70	
階	エントランススペース（共用）	85.00	
2	フリースペース	65.00	
	こども室	96.24	
	（うち乳児室	20.27）	
	印刷作業室	45.50	
	事務室（休憩室等を含む。）	152.22	
	フリースペース（旧喫茶）	65.00	
3	アトリエ	65.00	
	音楽練習室1	55.25	
	音楽練習室2	55.25	
	フィットネスルーム	137.50	
	男子更衣室	15.50	
	女子更衣室	33.99	
	和室	32.78	

階	室名	面積(m ²)
4	資料室	130.00
	会議室1	39.00
	研修室1	72.50
	生活実習室	97.50
	面接相談室	22.93
	相談待合室	14.92
	相談事務室	36.65
	交流コーナー	20.79
5	会議室2	35.80
	研修室2	82.87
	研修室3	89.25
	研修室4	82.87
	I C T学習室	43.50

(7) 開設日 平成24年4月1日

(8) 駐車場 なし

(9) 建物全体概要

当該施設は、鷹野橋職員会館、広島市営鷹野橋駐車場、広島中央警察署鷹野橋交番、独立行政法人都市再生機構フラワープラザタカノバシとの合築です。

(10) その他

男女共同参画推進センターは、広島市地域防災計画の中で、災害時に開設される避難場所の候補施設として選定されています。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- ア 男女共同参画推進センターの事業の実施に関する事。
- イ 男女共同参画推進センターの使用の許可に関する事（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）。
- ウ 男女共同参画推進センターへの入館の制限に関する事。
- エ 男女共同参画推進センターの特別設備の設置の許可に関する事。
- オ 男女共同参画推進センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- カ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

- ア 各種講座、講習会、講演会等
- イ 印刷サービス事業
- ウ その他施設利用者の利便を図る事業

(3) 利用促進の取組

男女共同参画推進センターの利用促進を図るため広島市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

【広島市の基準値】男女共同参画推進センターの年間利用者数：257,000人

(4) 留意事項

- ア 業務内容の詳細は「広島市男女共同参画推進センター管理業務仕様書」を参照してください。
- イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。
- ウ 指定期間終了後の引継業務
指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 休館日

- ア 月曜日
- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)。ただし、当該休日が月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。
- ウ 8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(3) 入館の制限

次のア～エのいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができます。

- ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者

エ その他管理運営上支障があると認められる者

(4) 使用の制限

次のア～エのいずれかに該当するときは、男女共同参画推進センターの施設及び附属設備の使用を許可しません。

ア 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

イ 男女共同参画推進センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

ウ 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。

エ その他管理運営上支障があるとき。

(5) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市男女共同参画推進センター条例、広島市男女共同参画推進センター条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

(6) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長について提案をすることができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

6 指定管理料に関する事項

男女共同参画推進センターの管理については、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用しません。

したがって、施設の使用料はすべて広島市の歳入となります。広島市と指定管理者は、別途公金収納事務委託契約等を締結し、指定管理者は使用料の収納、広島市への納入を行います。

(1) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、**3億2,382万円**（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。

上記の指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。

なお、指定管理料の中に、広島市が目的外使用許可を行う自動販売機部分の清掃費は除きます。

また、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下記を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内 訳
管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など

(2) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

広島市から指定管理者への支払は、毎月払とします。

7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(1) 条例、規則等に違反したとき。

(2) 業務に際し不正行為があったとき。

- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市男女共同参画推進センター条例第17条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式より構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア 市民の平等な男女共同参画推進センターの使用が確保されること。

イ 事業計画の内容が、男女共同参画推進センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った男女共同参画推進センターの管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数(注1)を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点(6月1日)において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書(様式10。注2)を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告(月例報告)等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1)「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2)障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書(様式9)等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式9を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類(健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等)を提出してください。

(※) 障害者を常用雇用していることを確認できる書類に住所及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書(様式16)を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書(様式6)」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式6では、事業活動を行っている事業所等(本店・支店など)を報告してください。

9 応募要領の配布期間、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	令和元年7月16日(火)から令和元年9月30日(月)まで
イ 説明会の開催	令和元年7月23日(火) 14時から
ウ 質問受付期間	令和元年7月24日(水)から令和元年8月5日(月)まで
エ 申請書受付期間	令和元年9月24日(火)から令和元年9月30日(月)まで
オ 書類審査・面接審査	令和元年10月中旬から10月下旬
カ 審査結果の通知	令和元年11月上旬
キ 仮協定の締結	令和元年11月中旬
ク 指定管理者の指定	令和元年12月下旬
ケ 協定の締結	令和2年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：令和元年7月16日(火)から令和元年9月30日(月)まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：市民局人権啓発部男女共同参画課（広島市役所本庁舎14階）及び広島市ホームページ

（3）説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

開催日：令和元年7月23日（火） 14時から

開催場所：広島市役所本庁舎14階第6会議室

※ 事前に応募説明会参加申込書（様式13）を提出すること。

※ 説明会当日は応募要領、仕様書を持参してください。

（4）質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和元年7月24日（水）から令和元年8月5日（月）まで

受付方法：申請関係質問票（様式12）により、市民局人権啓発部男女共同参画課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：令和元年8月19日（月）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

（5）申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和元年9月24日（火）から令和元年9月30日（月） 午後5時まで

提出場所：市民局人権啓発部男女共同参画課まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※電子メール、FAXでの受付はしません。

10 提出書類・提出部数

提出書類一覧表のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

（1）開封日

令和元年10月1日（火）午後2時から

（2）開封場所

中区役所3階第3会議室

（3）実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他留意事項

（1）1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

（2）申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

（3）提出された書類の内容は提出後には変更できません。

（4）必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

（5）申請を辞退するときは、辞退届を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

（6）本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、

又は内容を提示することを禁止します。

- (7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要の場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

- ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
- イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ 面接は、10月中旬から10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
- エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内（応募団体の職員等に限る。）の出席をお願いします。
- オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

- ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。
- イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - (イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（評価基準）により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合
- エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

- ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実

が認められた場合には失格となることがあります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

1.4 指定管理者の履行責任等

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに広島市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに広島市に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めま

(2) 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、広島市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

イ 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ 上記ア又はイにより、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、広島市に生じた損害を賠償しなければなりません。

エ 不可抗力その他広島市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定に基づく管理が困難になった場合は、広島市と指定管理者は、指定に基づく管理の継続の可否について協議します。

オ 前記に規定するもののほか、指定に基づく管理の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めま

○ 問合せ先

所 属	広島市市民局人権啓発部男女共同参画課	山西
電 話	082(504)2108	
F A X	082(504)2609	
電子メール	danjo@city.hiroshima.lg.jp	
住 所	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	

広島市男女共同参画推進センター管理業務仕様書

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島市男女共同参画推進センター（以下「男女共同参画推進センター」という。）を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、広島市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）並びに、広島市男女共同参画推進センター条例及び条例施行規則等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 広島市個人情報保護条例（平成 16 年広島市条例第 4 号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 男女共同参画推進センターに関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）の趣旨にのっとり、広島市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、広島市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (7) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 広島市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 男女共同参画推進センターの事業の実施に関すること

指定管理者は、男女共同参画を推進するため次の事業を実施する。

個々の事業を企画・立案する際には、事前に広島市の男女共同参画の現状や施設の特質等を把握・分析したうえで行うとともに、事業内容が市民、市民活動団体等の地域における活動を促進するものとなるよう工夫する。また、市民・市民活動団体と積極的に連携し、提案等を事業に反映させるしくみ（企画・運営グループ等）を作るとともに、事業終了後は、個々の事業の評価を行い、今後の事業の企画に反映させる。なお、詳細は別途協議して定める。

ア 男女共同参画に関する普及啓発

男女共同参画に関する意識啓発を図るため、広島市男女共同参画推進員（*1）、男女共同参画推進センター登録団体（*2）等と連携して事業を実施する。

- (ア) 市民を対象とするシンポジウム等の開催
- (イ) 地域団体や事業所等への出前講座等の実施
- (ウ) 男女共同参画や、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を図るリーフレット等の作成・配布

- * 1 広島市男女共同参画推進員：男女共同参画に関する市民の学習の支援をはじめ、地域などで男女共同参画を推進する活動を行うため、広島市が養成している（令和元年6月現在86名）。
- * 2 男女共同参画推進センター登録団体：男女共同参画推進を目的とする市民活動団体の活動及びネットワークづくりを支援するとともに男女共同参画推進センターの利用を促進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として、使用者のうち男女共同参画推進を目的とする市民活動団体を登録する（団体登録の詳細は説明会で配布する。）。

イ 男女共同参画に関する講座の開催

男女の自立と社会参画、女性の活躍推進等の課題解決に向けて必要とされる知識・技能を修得する学習・研修機会を提供するため、各種講座（講習会、研修会等を含む。）を開催する。

- (ア) 男女共同参画の基礎講座
男女共同参画の基礎を学び、理解を深めるための講座等
- (イ) 仕事と家庭の両立に関する講座
仕事と育児や介護との両立に関する講座、男性の家事・育児等への参画を促す講座等
- (ウ) 女性の活躍推進を図るための講座
女性管理職と女性就労者の交流会、キャリアプランについて考える講座等
- (エ) 女性の就労支援に関する講座
就労支援、復職支援、スキルアップ支援に関する講座等
- (オ) 広島市立大学等地域の大学、事業所、男女共同参画推進センター登録団体、NPO等と連携した講座
- (カ) 人権教育講座
DVやハラスメントに関する講座等
- (キ) 広島市男女共同参画推進員と連携した講座等
推進員の養成講座及びフォローアップ研修、推進員と連携した講座等、推進員会議
- (ク) 男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催
男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営に係る講座等
- (ケ) 女性の政治参画に関する講座

※ 各種講座の開催にあたっては、座学のみではなく、受講者が積極的に発言したり作業することにより、実践的な能力を高めることができるよう工夫する。

また、学習効果を形（報告書やイベント等）にすることにより、その過程での関係者間のネットワーク形成が図れるよう工夫する。

男性を対象（育児や介護の推進等）としたものや、企業を対象（中小企業における女性の活躍推進や働きやすい職場づくり等）にしたもの等、様々な方を受講対象とするものを開催し、受講対象が一律化しないよう工夫する。

※ 男女共同参画推進員と適宜連携し、地域レベルでの実践的な活動促進につながるよう工夫する。

ウ 男女共同参画に関する相談

男女が抱える課題を解決していくため、下記の相談事業を実施する。

電話相談	<p>(1) 女性のためのなんでも相談 実施曜日等：開館日の午前及び午後／毎週 2 回 夜間 相談員：女性相談員</p> <p>(2) 男性のためのなんでも相談 実施曜日等：土曜日の午後／毎週 1 回 夜間 相談員：男性相談員</p> <p>※ 男女で異なる電話番号を設定する。</p>
面接相談	<p>(1) 女性のためのなんでも相談<要予約> 一般相談 「女性のためのなんでも相談(電話相談)」後、必要に応じて実施 相談員：女性相談員（必要に応じて専門家に対応）</p> <p>(2) 女性のための専門相談<要予約></p> <p>① こころの相談 実施曜日等：毎月 1 回以上（1 回当たり 1 時間以上） 相談員：女性の専門家（臨床心理士等）</p> <p>② 法律相談 実施曜日等：毎月 2 回以上 （月 2 回については 1 回当たり 3 時間以上とし、その他別途緊急時に対応できる時間枠を設けること） 相談員：女性弁護士</p> <p>③ 就労支援相談 実施曜日等：毎月 2 回以上 （開催時間を午前、午後、夜間に分けて実施するなど、相談者が利用しやすい体制とすること） 相談員：女性の専門家（キャリアコンサルタント等）</p>
グループ相談	<p>実施曜日等：年 4 回以上 対象：男女 内容：子育てや介護、仕事と家庭の両立など、男女を取り巻く課題についてテーマを定め、同じ悩みや問題を抱える者が交流し、気持ち、経験の共有や情報交換を図りながら、自らの悩みや問題に立ち向かい、克服していく力を育てる。</p> <p>※ グループ相談のテーマに応じて実施時間を設定するとともに、相談員(専門家、経験者)を配置</p> <p>※ テーマによっては、男女別に実施し、必要に応じて男性対象の場合は男性の相談員を、女性対象の場合は女性の相談員を配置</p>

エ 男女共同参画に関する調査研究

広島市における男女共同参画の現状を把握し、課題解決に向けての新たな市の施策・事業を具体化するため、男女共同参画推進センター登録団体、NPO、大学等との連携による調査研究を推進する。

調査研究にあたっては、資料等の提供、会議・調査研究報告会等を実施する場合の会場提供及び広報などの支援を行う。

オ 男女共同参画に関する情報の収集及び提供

男女が主体的に自らの生き方を選択することができるよう、その自立と社会参画を支援する各種サービス等の最新情報を、以下のとおり入手することのできる環境を整備する。

(ア) 資料室の運営

- a 男女共同参画、仕事と生活の調和、女性の活躍促進に関する情報や図書資料（図書、DVD、関連情報誌、政令指定都市の行政資料等）の収集・提供（貸出・閲覧）
- b 男女共同参画推進センターにおいて収集・管理している図書資料（約1万冊）の提供（貸出・閲覧）

(イ) ICT等による情報提供

- a 男女共同参画推進センターのホームページ運営
- b メールマガジン発行（月2回以上）
- c 広報紙発行（年6回以上、2,000部以上／回）
- d 施設案内パンフレット発行
- e 男女共同参画推進センター事業概要発行
- f ひろしま情報a-ネットによる市民活動団体情報その他各種情報の登録及び更新

* ひろしま情報a-ネット：市民活動に関する団体・サークル情報、イベント情報等を掲載した、広島市運営のウェブサイト。指定管理者は、管理者用端末を2台用意する。なお、リースする場合、リース期間は指定期間内とすること。

カ 男女共同参画に関する活動及び交流の場の提供

男女共同参画推進センター登録団体、NPO等の活動の活発化を図るとともに、こうした団体等の地域における活動を促進するため、活動スペースの提供、イベント実施等（会場の提供、広報等）の支援などに取り組む。

また、社会参画活動や地域活動を展開していくうえでネットワークは欠かせない活動基盤となるため、活動団体間の交流の場を提供し、新たなネットワークづくりを支援する。

キ その他広島市が必要と認める事業

(ア) 市内をはじめ他都市の男女共同参画推進センター等と連携した事業の実施

(イ) 近接する商店街と連携した事業の実施

(ウ) ギャラリーの運営

1階エントランススペースを中心に、男女共同参画推進センターで活動する団体等の作品展示を行う。出展者は定期的に公募する。

(エ) チャレンジショップの開設

1階エントランススペースに、起業に向けた実践を学ぶ場としてチャレンジショップを開設する。出店者は基本的に女性とし、定期的に公募する。

(オ) 託児の実施

幼児を持つ親等が安心して事業に参加できるよう、主催事業の開催時に託児を実施する。託児者を養成する。

(カ) その他指定管理者の提案に基づき、広島市が必要と認める事業

(2) 男女共同参画推進センターの使用の許可に関する事

指定管理者は男女共同参画推進センターの施設及び附属設備の使用受付、ひろしま公共施設予約サービス(*)利用者登録の受付、本サービスによる予約受付及びマスタ情報の管理、使用許可、使用許可後のキャンセルの受付、開錠、施設及び附属設備使用後の確認を行う。

また、別途、使用料の収納事務を指定管理者へ委託する。

なお、使用許可を要する施設及び附属設備並びにこれらの使用料は、別添の広島市男女共同参画推進センター条例及び条例施行規則の別表に定めるとおり。

* ひろしま公共施設予約サービス：インターネットに接続したパソコンや携帯電話を使って、公共施設（公民館や文化施設、スポーツ施設など）の空き状況の確認や、予約の申込みなどを行うことができるサービス。本サービスによる予約受付にあたっては、利用者登録申請書の受付、本システムへの利用者登録、登録者番号の付与及び予約情報のシステム入力を行う必要がある（本サービスの運用については、別途指示する。）。

ア 使用許可

(ア) 施設及び附属設備は、団体の活動に使用することを想定しており、原則として個人使用は

認めない。使用許可を要しない施設は個人使用ができる。

- (イ) 男女共同参画の推進の目的で使用する場合には、使用日の 3 か月前、男女共同参画の推進以外の目的で使用する場合は、使用日の 1 か月前から予約や申請受付を行うこと。ただし、広島市が特別に承認した場合はこの限りではない。
- (ウ) 使用申請時には、使用者からの使用許可申請書の提出を受け、内容を確認した後に使用許可を行い、許可書を申請者に交付すること。
- (エ) 使用料は、原則許可の際に収納し、領収証書を交付すること。なお、更衣室のロッカーを使用しようとする者は当該使用の際に納付する。
- (オ) 使用料の減免申請があった場合は、使用者から減免申請書の提出を受け、速やかに広島市に送付すること（減免手続きの詳細は説明会で配布する。）。
- (カ) 使用許可にあたっては、「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付すこと。
- (キ) 施設及び附属設備は、引き続き 3 日を超えて使用することはできない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

イ 使用状況の報告

開館日毎に、館日誌を作成するとともに、使用件数・利用者数及び使用料金の収納等のデータをまとめ、毎月報告を行うこと。

(3) 男女共同参画推進センターへの入館の制限に関する事

次のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- エ その他管理運営上支障があると認められる者

(4) 男女共同参画推進センターの特別設備の設置の許可に関する事

特別の設備とは、施設の利用にあたり、使用者が別途持ち込む音響調整卓、放送用テレビカメラ等の機器類をいう。なお、次の場合は特別設備の設置を許可しない。

- ア 特別設備の設置又は撤去の際に、建物の壁面、窓ガラス、床面、天井、備付物品等を傷つけるおそれがあるとき。
- イ 搬入しようとする特別設備の形状、大きさ、重量、消費電力等が施設の構造、容量等に適合していないとき。

(5) 男女共同参画推進センターの施設及び設備の維持管理に関する事

ア 施設・設備等保守管理業務

(ア) 指定管理者は、施設・設備等の保守管理にあたり、次のことに留意して行う。

- ① 施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物について仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- ② 施設を常に清潔に保ち、かつ、利用者が安全で快適に使用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。
- ③ 設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適正に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。
- ④ 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの施設・設備等の保守管理を行うこと。
- ⑤ 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに広島市に報告すること。

(イ) 男女共同参画推進センターの保守管理

次の業務は、施設維持管理業務として指定管理者が単独で行う（業務内容に関する詳細は説明会で配布する。）。

施設維持管理業務	主な仕様
エレベーター保守点検	事故の未然防止及び設備機能の停止又は低下の防止を図るため、エレベーターの保守点検業務を月1回行う。(乗用11人乗り、1台)
秘密文書回収運搬等	秘密文書を製紙原料としてリサイクルするため、必要に応じ、年1回以上製紙業者に搬入する。
特別管理産業廃棄物収集運搬	使用済み蛍光灯・電池等の有害廃棄物の収集・運搬業務を年1回行う。
監視カメラのハードディスクの取替え	監視カメラのハードディスクの容量に限りがあるため、取替えを2～3年に1回程度行う。

(ウ) 建物に係る保守管理

次の業務については、一般財団法人広島市職員互助会（以下「職員互助会」という。）と入札・発注を行い、職員互助会と連名で契約を行い、それぞれ面積等の按分比率に基づき負担額を支払うものとする。また、下線の業務については、施設・設備の構造上、共同管理となるため、必ず職員互助会（自家用電気工作物保安業務及び消防用設備等保守管理業務についてはアマノマネジメントサービス株式会社広島支店を含む。）と協議し、連名で契約を行う。連名での契約は、基本的に按分比率が高い方が契約事務を担当する（業務内容に関する詳細は説明会で配布する。）。

業務	主な仕様	按分比率（※）
機械警備	火災、盗難、その他の事故を未然に防止し、施設における秩序の維持並びに保全を図るため、機械警備を行う。	53.70%
清掃	施設の衛生上の維持管理を図るため、施設内および建物外周等の清掃を行う。また、ごみは広島市の定める基準に従い、原則として毎日分別収集のうえ、所定の集積場へ搬出する。	49.94%
ごみ収集運搬	施設から排出されるごみについて、集積場から搬出し、広島市が指定する処理場へ搬入する。可燃ごみは毎日、不燃ごみ・資源ごみは週3日搬出する。	55.00%
<u>樹木・植込整備</u>	景観の保持及び樹木の育成のため、施設が管理する樹木・植込みの選定等を行う。高木11本の剪定年1回、中木17本、灌木130㎡の剪定年2回、病虫害駆除年2回、施肥年1回、除草年3回	55.00%
<u>冷暖房空気調和設備等保守管理</u>	設備の円滑かつ経済的な運転、事故の未然防止及び設備の機能停止又は低下の防止並びに施設の衛生的な環境の確保を図るため、関係法令に基づき、空調冷暖房設備及び機械換気設備、電気設備、給排水衛生設備、消防施設等の保守及び運転管理並びにねずみ害虫駆除等衛生的環境確保業務（5月・11月）を実施する。	29.72%
<u>ばい煙測定</u>	大気汚染防止法等の法令に基づき、ばい煙等の測定業務を行う。8月・2月の同一日に各3回測定	62.00%
<u>構内電話交換設備保守管理</u>	施設が所有する構内電話交換設備の円滑かつ経済的な運転状態を保ち、事故の未然防止及び設備機能の停止又は低下の防止を図るため、機器の保守管理を行う。点検は年4回	61.00%
<u>自家用電気工作物保安</u>	自家用電気工作物の安全かつ良好な運転状態を確保するため、次の物件の保安業務を行う。保守点検は月1回（電気工作物の設置・改造等の工事期間中にあつては毎週1回）、定期点検は年1回。対象物件：受電電圧6600V、受電容量300KVA、非常用予備発電装置80KVA	38.16%

消防用設備等保守管理	消防用設備等及び防火上必要な建築設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図るため、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防用設備等の点検を行う。	44.90%
建築物等の定期点検	災害の防止に努め利用者の安全を図るため、建築物の敷地及び構造等並びに昇降機を除く建築設備について損傷、腐食その他劣化状況の点検を行う。建築物は 3 年に 1 回、建築設備及び防火設備は年 1 回	55.00%

※ 当該比率は平成 30 年度実績であり、業務の仕様内容を変更した場合は、按分比率を見直すことがある。

(エ) その他の施設の維持・設備の管理

- ① 光熱水費（一部を除く。）及び共用管理費については、職員互助会が窓口となって一括して支払うため、職員互助会に対し、男女共同参画推進センター負担分を支払う。
 - a 光熱水費は月ごとの使用量による按分比率に基づき負担分を支払う。
 - b 冷暖房ガス料金については、按分比率を 62.01%として負担分を支払う。
- ② 光熱水費のうち、湯沸室のガス料金については、直接業者に支払う。
- ③ 設備・施設等の修繕のうち、共用部分・共用設備の按分比率については、原則 50.00%であり、支払いの窓口については職員互助会と協議する。なお、空調冷暖房の修繕については、按分比率を 57.00%とし、直接業者に支払う。

(オ) 備品等の保守管理

指定管理者は、広島市の所有に属する物品について「広島市物品管理規則」をはじめ、関係例規に基づき適正に管理する。なお、物品等の調達に当たっては、広島市の定める「広島市グリーン購入方針」に基づき環境物品等の調達に努める。

- ① 指定管理者は、広島市が別途貸し付ける備品を、施設の運営に支障を来たさないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに広島市に報告するとともに修繕などの措置を行うこと。

また、使用者が使用する備品については日常的に点検し、不具合により事故が起きないように管理すること。指定期間の終了若しくは指定の取消の場合は、備品は原状に復帰すること。

- ② 備品等の所有権の帰属

広島市から貸し付けた備品及び広島市が指定管理者に購入を指示、若しくは施設の管理運営上必要な備品（資料室の図書資料を含む。）等の所有権は、広島市に帰属し、指定管理者が任意に購入した備品等の所有権は、指定管理者に帰属する。なお、詳細は、広島市と指定管理者が締結する協定において定める。

- ③ 備品台帳の作成

備品の管理に当たっては、広島市の基準に準じて指定管理者が備品台帳を作成し、適正に行うこと（廃棄の場合も同じ。）。備品台帳に記載する事項は、広島市が定めた整理番号、品名、形状・その他、登録番号、（取得）価額、取得年月日、（取得）理由、納入者、異動年月日、（異動）理由、異動元、使用場所、使用開始年月日などである。

なお、備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価額が 2 万円以上の物品をいう。

- ④ その他

- a 年 2 回、備品リストを送付するので、リストと備品を照合し、その結果を所定の様式により報告すること。
- b 重要物品（取得価額又は評価価額が 100 万円以上の備品）については、毎年、所定の様式により管理の状況を報告すること。
- c ピアノ（グランドピアノ 1 台、アップライトピアノ 1 台）は年 1 回以上調律すること。

- ⑤ 消耗品の管理

施設の運営に支障を来たさないよう必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し管理を行う。

不具合の生じたものについては随時更新を行う。

(カ) 緊急時の対応

① 防火・防災体制

- a 消防計画の作成と届出
- b 消防計画に基づく消防訓練（消火・通報及び避難）の実施
- c 消防用設備の点検及び整備並びに点検報告の届け出
- d 防火対象物（施設）の点検報告
- e 避難又は防火上の必要な構造又は設備の維持管理
- f 自衛消防隊の結成
- g 緊急事態発生時の広島市への通報及び広島市の指示による避難者等の受入れ支援並びに協力体制の確保

② その他

指定管理者は、施設内での事故、食中毒、不審者等に対応するため、事前に緊急時の対応計画を作成し、広島市に提出すること。

(キ) 文書の管理・保存について

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領した文書等は、広島市文書取扱規程に基づき、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存すること。

(ク) 行政手続きにおける指定管理者の責務について

施設の使用の許可等の処分には、広島市行政手続条例が適用されることから、指定管理者は、その業務の範囲内において同条例に規定する責務を負う。

(6) その他広島市が定める業務

ア 使用料の収納等

男女共同参画推進センターでは、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度は採用しないため、施設及び附属設備の使用料はすべて広島市の歳入となる。

この使用料の収納等については、別途、広島市と指定管理者との間で公金収納事務委託契約を締結する。当該委託契約に係る経費は、あらかじめ指定管理料の中に含めている。

(ア) 使用料の収納

指定管理者は使用者から使用料を徴収し、原則翌日、金融機関に納付すること。また、帳簿を作成し、毎月、広島市に報告すること。

なお、使用料金の減免申請があった場合は、減免申請書を提出させ、速やかに広島市に送付すること（減免手続きの詳細は説明会で配付する。）。

(イ) 使用料の還付

一旦収納した使用料金の返還申請があった場合は、申請者から返還申請書を提出させ、広島市に送付すること。

なお、返還額は、①使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合は全額、②使用日の 1 週間前までに使用の取消又は変更を申し出た場合は全額、③使用日の前日までに使用の取消又は変更を申し出た場合は半額となる。

イ 事業計画書及び収支計画書の作成

指定管理者は、毎年度広島市が指定する期日までに、広島市と調整を図り、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し、広島市に提出し、確認を受けること。但し、広島市が経費を負担する大規模改修・備品購入等についての計画書は、6 月上旬までに提出すること。

ウ 広報

指定管理者は、施設・事業の広報に努める。

(ア) 施設の利用の方法等を記載した「利用の手引き」を作成すること。

(イ) 各事業のチラシ等の作成・配布およびマスメディア等を活用した広報活動を行うこと。

(ウ) ホームページの作成・更新を適宜行うこと。

(エ) 事業報告書の作成・配布を行うこと。

エ 委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、施設・設備等保守管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は事前に広島市の承認を受けるとともに、専門業者等から業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果を広島市に報告すること。

オ 苦情等への対応

指定管理者は、指定管理業務について利用者等から寄せられた苦情等については、広島市に報告・協議して対応すること。

カ 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

(ア) 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

(イ) 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

(7) 特記事項

ア 広島市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案すること。

【広島市の基準値】男女共同参画推進センターの年間利用者数：257,000人

イ 避難場所として使用される場合は、広島市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。

指定管理者の役割は概ね次のとおり。

(ア) 施設の開錠

(イ) 施設使用についての指示（利用可能箇所及び利用可能備品等の指示）

(ウ) 各種設備の利用方法等の指導等

(エ) 施設の利用調整（既に利用申請がある者への対応）

(オ) 施設の被害状況の報告

3 管理の基準

(1) 休館日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)。ただし、当該休日が月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。

ウ 8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

4 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、施設の規模等により、個別に広島市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には広島市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

5 自主事業

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、男女共同参画推進センター利用促進のための以下の自主事業を実施することかできる。

(1) 各種講座、講習会、講演会等の実施

指定管理者は次に掲げる事項に留意のうえ、事前に広島市の承認を得て自主事業を実施することができる。

- ア 男女共同参画の推進に有益な事業であること。
- イ 自主事業の実施は諸室の使用状況を踏まえ、使用者の自主活動を制約しない範囲とすること。
- ウ 参加者から受講料等を徴収することができ、それらの収入は指定管理者のものとする。ただし、自主事業の実施に要する経費は、指定管理料には含まれない。

(2) 印刷サービス事業の実施

- ア 指定管理者は、電子複写機（コピー機）等を使用した印刷サービスを行うことができる。
- イ 電子複写機等は指定管理者で用意すること。
- ウ 使用者から徴収する実費に係る収入は指定管理者のものとする。

《参考》男女共同参画推進センター指定管理者が設定した料金表（平成30年度）（税込）

印刷	製版代	原稿	1枚30円	
	印刷代	持込用紙	1枚0.5円（インク代として）	
		備付用紙	B4まで	白紙 1枚2円
A3	白紙 1枚4円			
電子複写機	コピー代	100枚未満	A3まで（白黒） 1枚10円 A3まで（カラー） 1枚30円	
		100枚以上	A3まで（白黒） 1枚9円 A3まで（カラー） 1枚20円	

※ 印刷は、裏面は一律1枚0.5円

※ 両面コピーは表裏で2枚としてカウント

(3) その他使用者の利便を図る事業の実施

(4) 経理処理

- ア 自主事業は会計を独立させること。

- イ 講師謝礼金、保険料など自主事業の実施に必要な経費は指定管理者が負担すること。
- ウ 自主事業に伴う収入は、自主事業会計において指定管理者の収入とすることができる。
- エ 自主事業により生じた損失はすべて指定管理者の負担とし、広島市は当該損失に対し補填等を行わない。また、自主事業による経費的損失を指定管理料で補填してはならない。

6 職員配置、研修等

(1) 職員配置

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置すること。

配置人員は9人を標準とする。

(2) 専門職員

配置人員のうち、一般市民向け講座等の企画・実施運営に携わった経験が通算3年以上ある者1人を標準とする。

(3) 防火管理者

配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

(4) 留意事項等

ア 使用料の収納事務（公金の取扱事務）は再委託することができないため、当該事務を含めた人員配置を計画すること。

イ 開館遅延防止等への適切な対応を講ずること。

ウ 開館時間中は事務室に最低1名以上の人員を確保すること。また、開館時間中は使用者からの使用許可申請の受付業務を行う必要があることから、受付を担当する職員は、広島市男女共同参画推進センター条例及び条例施行規則等の内容を熟知し、的確に使用許可等の判断を行うことができる者とする。

エ 管理監督的地位にあるものが業務に従事しない時間帯にあっては、不測の事態や災害等に迅速かつ的確な対応ができる職員を配置すること。

オ 業務を担当する職員が不在の場合にも他の職員がフォローできるような体制を整えること。

カ 使用料等の公金を取り扱う職員は、適正な現金管理や会計処理などの事務処理を行うことができる職員を配置すること。

キ ひろしま公共施設予約サービスによる予約受付及び館日誌作成業務等に対応できるよう、パソコン操作ができる者を配置すること。

(5) 研修等

ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。

イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。

ウ 必要に応じ国立女性教育会館等が実施する各種研修会に職員を派遣するなど、職員の資質及び能力の向上に努めること。

エ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。

オ 事故が生じた場合は速やかに広島市に報告すること。

カ 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

キ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

7 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

(1) 事業の報告書

指定管理者は、業務実績について、月次報告書を翌月10日まで（3月分については3月31まで）に、年次報告書を年度終了後速やかに広島市に提出すること。詳細については、広島市と指定管理者が締結する協定で定める。

(2) 自己評価の実施

指定管理者は、男女共同参画推進センターの目的を効果的に実現するため、利用者のニーズを把握するためのアンケート調査や日常業務の中で得た利用者等からの施設運営に関する意見等により、適宜自己評価を行い、指定管理業務に反映するよう努めること。

なお、施設の管理運営に関して行った自己評価の結果を上記(1)で記載した事業報告書にまとめ四半期ごとに広島市に提出すること。

(3) 関係機関・団体との連絡調整及び協力

ア 広島市、職員互助会等との連絡調整及び協力

男女共同参画推進センターは、鷹野橋職員会館、広島市営鷹野橋駐車場、広島中央警察署鷹野橋交番、独立行政法人都市再生機構フラワープラザタカノバンとの合築であり、建物の区分所有等に関する法律に基づき規約を締結しているため、規約を遵守し、これらの関係機関との連絡調整及び協力を努めること。

イ 広島市の基本計画、実施計画及び男女共同参画基本計画等に関する事業の企画・実施にあたっては関係部局と連携・協力を図ること。

ウ 広島市及び他の男女共同参画推進センター等と連携・協力を図ること。

エ 市民・市民活動団体等との連携・協力を図ること。

オ 広島市・行政機関等からの各種調査依頼等に対し、誠実に対応すること。

8 モニタリング及び実績評価

(1) モニタリングの実施

広島市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施する。

(2) 実績評価の実施

広島市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う。

(3) 業務の基準を充たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を充たしていないと判断した場合、広島市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

9 協定の締結

広島市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

10 その他

(1) 指定管理業務期間の前に行う業務

以下の業務を実施する。なお、以下の業務の実施に要する、指定管理者となる団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

- ア 協定項目についての広島市との協議
- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

(2) 保険への加入

指定管理者は「指定管理者 応募要領」及び本管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。なお、火災保険については広島市が加入する。

(3) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

(4) 監査

広島市監査委員等が広島市の事務を監査するにあたり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別記「個人情報取扱特記事項」を基に、広島市と指定管理者が締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

(6) 法定雇用障害者数の達成に向けた取組

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（申請日が属する年度の6月1日時点。以下「6月1日時点」という。）で、法定雇用障害者を達成しておらず、本市に障害者雇用計画書を提出した場合は、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

また、6月1日時点では法定雇用障害者数を達成していたが、指定期間開始後に達成していない状況となった指定管理者は、速やかに障害者雇用計画書を作成して本市に提出し、同計画に基づき障害者の雇用を進めること。

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大

に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(ア) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。(産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程(規則、要綱等)の整備

(7) 入札時、許認可等申請時(事前)における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1-(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1-(2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者

(5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例2】

次のいずれかに該当するときは○○する（しない）ことができる。

1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

- イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

- (ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

○○を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がありますことに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

- (イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック、署名欄を設ける。

<p>【記載例】</p> <p>(チェック欄)</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団の利益になる〇〇ではありません。</p> <p>署名(自署) _____</p>

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(ア) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推

進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

- (ア) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）
- (イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

- (ア) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

- (イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

(別添) (略)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第12 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。